

令和8年5月22日

厚木市未来・図書館プラネタリウム機器等製作設置業務委託

技術提案に関する質問事項及び回答

厚木市未来・図書館プラネタリウム機器等製作設置業務委託の技術提案に関する質問事項に対して、次のとおり回答します。

No.	資料名 (該当ページ)	質問の内容	回答
1	実施要領 5ページ	現場の各施工時期について、下記、凡そのスケジュール（予定）をご教示ください。 ①スクリーン施工着手時期 ②スクリーン完成時期 ③床施工着手時期 ④床完成時期 ⑤壁施工着手時期 ⑥壁完成時期	現在のスケジュール（予定）は以下のとおりです。変更となる場合があります。 ①スクリーン施工着手時期 2026年9月頃 ②スクリーン完成時期 2026年10月頃 ③床施工着手時期 2026年11月頃 ④床完成時期 2027年2月頃 ⑤壁施工着手時期 2026年11月頃 ⑥壁完成時期 2027年1月頃 また、座席の施工については2027年5月以降を予定しています。
2	実施要領 10ページ	様式5及び8から10の用紙サイズが異なりますが、様式5のA4サイズに合わせるため様式8から10のA3をA4サイズになるよう、右開きに折り込んで様式5から10を纏めてとじる方法で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	要求水準書 8ページ	5.(2)ランニングコストの開館後15年の長期計画表とありますが、下記について想定をご教示ください。	①年末年始（12月29日～1月3日）を除く359日を想定しています。 ②開館時間9時～21時を想定しています。

		<p>① 年間開館日数</p> <p>② 開館日内でプラネタリウム全システム（プラネタリウム、全天周デジタル、360度没入感映像）のシステム起動から終了までの電源投入時間</p>	
4	要求水準書 7ページ	<p>「4. 機器等の仕様（4）納入・設置にあたっての留意点 イ. 現場監理・法令遵守」の②において、</p> <p>「関係各所と各種調整ができる、プラネタリウム施工に伴う現場管理の経験を持ち、もしくは建築系国家資格（1級又は2級建築士及び1級又は2級建築施工管理技士のいずれか）を有する現場代理人を配置すること。」と記載されていますが、ここでいう「現場代理人」は、（様式6）「管理技術者等の経歴」にて提出する「管理技術者・主任技術者」とは別の担当者の配置でも問題ないでしょうか？</p>	問題ありません。（様式9）業務遂行能力の業務実施体制に配置を記載してください。
5	要求水準書 8ページ	<p>「5. 保守管理及び維持管理、サポート（2）ランニングコスト」について、参考までに、現在実施されている定期メンテナンスの回数および保守に関する年間予算をご教示いただくことは可能でしょうか？</p>	現在、プラネタリウム機器の保守点検については、年1回実施しています。また、令和8年度予算額は、約150万円を計上しています。
6	要求水準書 3ページ	<p>「4. 機器等の仕様（1）投影システム ウ. 全天周デジタル式映像投影機器 ① プロジェクター部」にて、「・プロジェクターは、ドームスクリーンの見切り付近に設置すること。」とありますが、プロジェクター設置台数はドーム全体投影用2台、正面投影用1台以上を配置し、要求の投影像が確立できれば、設置位置はこれに限らないとの理解で問題ないでしょうか？</p>	問題ありません。設置位置については、発注者と受注者で協議の上、決定します。
7	要求水準書 2ページ	<p>4. 機器等の仕様（1）投影システム ア. ②</p> <p>「全天周デジタル式映像投影機器は、コントラスト比の高い業務用</p>	ここでいう業務用プロジェクターとは、機器の市場区分（業務用・民生用）の名称そのものを指すものではなく、本施設に求める運用に耐えうる性能、

		<p>プロジェクターを使用し」とありますが、近年は公共プラネタリウム館にて業務用に準じる性能を有する民生用プロジェクターが使用される例が増えています。このようなプロジェクター機器使用は可能でしょうか？もし可の場合、何等かの条件もしくは制限はありますか？</p>	<p>耐久性及び安定性を備えた機器を想定しています。</p> <p>したがって、民生用として販売されている機器であっても、要求水準書に示す性能を満たし、かつ公共施設における継続的な運用に支障がないと提案者が示す場合には、提案を妨げるものではありません。</p>
8	要求水準書 2ページ	<p>4. 機器等の仕様 (1) 投影システム イ. ①</p> <p>「単独使用での基本的な学習投影が可能であること」とありますが、具体的にどの程度の機能を前提とされていますでしょうか？たとえば、日周運動、緯度変換、惑星の日周運動や年周運動等でしょうか？要求内容によっては、特定メーカーでしか実現し得ない可能性も危惧しましたので確認致します。</p>	<p>基本的な学習投影に必要な機能とは、日周運動や年周運動、緯度による見え方の違い、主要な太陽系天体の運行、月の満ち欠け、星の明るさと色の違いなどを再現できる標準的な能力のことであり、特定メーカーでなければ実現できない項目は想定していません。</p>
9	要求水準書 3ページ	<p>4. 機器等の仕様 (1) 投影システム ウ. ①</p> <p>「星空投影とは別に 360 度カメラで撮影した映像や CG で作成した映像をプラネタリウムのドーム下部まで投影できるようにすること。ステージ側については、壁部分の投影に関して床まで映像が投影できるようにすること。」とありますが、具体的なスクリーンの形状と投映範囲の指示があれば頂きたいです。</p>	<p>「ドーム下部まで投影できるようにすること」については、スクリーンの見切り H2,595mm よりも下部とし、投影範囲の高さは提案によるものとします。</p> <p>「ステージ側については、壁部分の投影に関して床まで映像が投影できるようにすること」については、高さは床の見切り部分までで、W9,000mm 以内の範囲への投影を想定しています。W9,000mm を超えると通路（設備スペース）への扉に映像が干渉します。詳細については、発注者と受注者が協議の上、決定します。</p>
10	要求水準書	<p>照明装置の記載がありませんが、管理照明などは別途設置される予定でしょうか？</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
11	貸与図面	<p>提供された施工図に示された光学式投映機を含む中央囲いの寸法は変更可能でしょうか？もしサイズや形状の制限などがあればお知らせください。</p>	<p>座席・通路において通行の妨げにならない範囲で変更可能です。通路幅として法規上は最低でも W600mm を確保する必要があります。詳細については、発注者と受注者が協議の上、決定します。</p>

12	実施要領 4 ページ	第 2 章 諸条件に関する事項 2 選定方針（審査） 審査は審査委員のみで行われる予定でしょうか？あるいはプラネタリウムに関する専門家等の、有識者の意見も反映する予定でしょうか？	本プロポーザルの審査については、実施要領 第 2 章 諸条件に関する事項 3 特定委員会に記載されている委員のみで行い、外部有識者の意見を反映する予定はありません。
13	実施要領 11 ページ	第 3 章 応募手続及び審査結果に関する事項 2 技術提案書の提出 (5) 匿名での資料提出・プレゼンテーションと理解していますが、提案内容の背景、効果、および実現性の立証のため、自社の過去の活動や体験などを説明するとき、そのエピソードが自社に紐づいたもの（例えば特定の顧客や企業、コンセプト名の紹介等）が含まれる場合があります。こういうものを紹介するときに、匿名とする要件を満たすか否かの判定基準、および留意すべき事項があればお知らせいただけますでしょうか？	実施要領 11 ページ(5)にある事項については遵守ください。それ以外の項目については制限を想定していません。例示された内容につきましても問題ありません。
14	実施要領 12 ページ	第 3 章 応募手続及び審査結果に関する事項 3 プレゼンテーション及びヒアリング プレゼンテーション用プロジェクターの有無、パワーポイントの使用の可否、音声出力および動画使用の可否。デモ用サンプルの持ち込みや実演、室内暗転によるデモンストレーションの可否などについて可能な限り詳しくお聞かせいただけますでしょうか？	技術提案書提出要請書に記載のとおり、プレゼンテーション用プロジェクター、スクリーン、VGA ケーブル、HDMI ケーブルは市が用意します。プロジェクターでの動画再生や、内蔵スピーカーを使用した音声出力が可能です。なお、プレゼンテーションで使用する資料は、提出した技術提案書のみとし、追加の提案及び資料の配布は認めません。パワーポイント等のプレゼンテーションソフトの使用や、サンプルの持ち込み、実演については、その内容が技術提案書等の内容に合致し、提案内容の理解を深める場合に限り使用を認めます。 ただし、プレゼンテーションは説明 30 分程度、質疑応答 30 分程度とし、入室・準備及び撤去・退室については各 5 分程度を想定しておりますので留意ください。

			室内の消灯は可能ですが、暗闇を想定した部屋ではなく一般的な会議室で行うため、暗さについては保証しかねます。
15	評価基準	<p>2 技術提案評価</p> <p>評価基準に「具体的な提案」とありますが、ここで求められている「具体性」の範囲について確認させてください。</p> <p>機能や得られる効果、運用上のメリットを中心に具体的に説明すべきでしょうか？</p> <p>それを実現する技術的な背景等まで踏み込んで説明すべきでしょうか？</p>	機能や得られる効果、運用上のメリットを中心に具体的に説明してください。
16	評価基準	<p>技術提案において、しばしば、一般に開示されているものとは異なる独自性の高い提案がなされる場合があります。提案内容の理解が難しい場合に「実現性に疑義がある」として評価が下がる可能性がありますか？</p> <p>その場合、実現性の判断はどのような客観的根拠（実績、検証資料、設計思想、運用体制等）に基づいて行われるのかご教示ください。</p> <p>また、合理的な根拠が提示されている場合には、提案内容の独自性が不利に評価されることはないものと理解してよろしいでしょうか？</p>	<p>提案内容については、専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現としてください。実現性については、提案内容に関する説明の具体性や合理性、実績、検証資料、運用体制等を含め、提案者が示す根拠を踏まえ総合的に判断します。</p> <p>合理的な根拠が提示されている場合には、提案内容の独自性が不利に評価されることはありません。評価基準においても、自由提案の評価項目において、独自性のある機能について評価することとしています。</p>

担当

〒243-0018 厚木市中町1丁目1番13号
厚木シティプラザ4階

厚木市 市民交流部 中央図書館

未来・図書館整備担当

電話 (046) 223-0033

FAX (046) 223-3183

E-mail 9000@city.atsugi.kanagawa.jp